

締約国に関する情報 RO	ルーマニア	附属書 B 1 RO
一般情報		
国内官庁の名称	State Office for Inventions and Trademarks (Romania) (国家発明商標庁 (ルーマニア))	
所在地及び郵便のあて名	5, Ion Ghica Street, 030044, Bucharest 3, Romania	
電話番号	(40-21) 306 08 00	
ファクシミリ装置	(40-21) 312 38 19	
電子メール	office@osim.ro	
インターネット	www.osim.ro	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ルーマニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ¹ は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への 国際出願を制限するか？	出願人の選択により、国家発明商標庁 (ルーマニア)、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照) 次の場合、出願は制限される： ルーマニアで行われた発明 ²	
ルーマニアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：国家発明商標庁 (ルーマニア) (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ルーマニアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 (実用新案は国内特許に代えて又は追加して求めることができる) 欧州：特許	
国際型調査に関するルーマニアの規定	なし	

[次頁に続く]

1 特許法No. 64/1991の施行規則 (2008年5月21日の政府決定No. 547/2008で承認)、第4条(3)及び第7条。

2 ルーマニアの国民又は居住者は、国家安全保障にとって重要となる主題に関する国際出願については国家発明商標庁 (ルーマニア) に直接出願しなければならない。

R O

ルーマニア (続き)

R O

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

出願人は、国際出願がルーマニア語によって公開された日から、その発明の主題事項を使用している者に対して、その使用者が、使用されている発明が公開出願の主題事項であったことを知っていた場合、又は知っているはずであった場合でも、状況に応じて適切な補償を請求することができる（特許法（法律No. 64/1991）第22条、第33条、第56条(3)及び(4)を参照）

欧州特許を目的とする指定の場合：

公開された欧州特許出願については、管轄官庁が当該出願の請求の範囲のルーマニア語による翻訳文を公開した日から、上述した保護が与えられる（法律No. 611/2002第5条(2)を参照）

ルーマニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

ルーマニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は特許付与決定が行われるまでに当該要件を満たすよう出願人に求める（特許法（法律No. 64/1991）第14条(3)再公布）。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照